

○海津市三世代同居世帯定住奨励金交付要綱

令和2年12月21日

告示第134号

(趣旨)

第1条 この告示は、三世代同居を促進することにより、子育て支援及び家庭教育の充実、高齢者にとって安全で安心できる生活の確保等の家庭機能の強化を図り、もって移住定住人口の増加を目指すため、住宅取得、所有住宅の増改築及びリフォーム(以下「新築及び増改築等」という。)を行って三世代同居をする者に対して、予算の範囲内において海津市三世代同居世帯定住奨励金として海津市商品券を交付することに関し、海津市補助金等交付規則(平成17年海津市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 18歳未満の者(母子健康手帳等で出生予定であることが確認できる者を含む。)及びその父母(いずれか一方である場合を含む。)で構成され、これらの者が居住している世帯をいう。
- (2) 子 子世帯の父又は母をいう。
- (3) 親 子の一親等の直系尊属をいう。
- (4) 同居 令和2年4月1日以降に、1棟の建物又は同一敷地内若しくは隣接敷地内にある2棟以上の建物に親及び子世帯が居住することをいう。
- (5) 三世代同居 親及び子世帯が同居をすることをいう。
- (6) 住宅取得 自己の居住の用に供するため、海津市内に住宅を新築し、又は購入し(中古住宅の購入を含む。)、所有権保存登記等(中古住宅の場合においては、所有権移転登記を含む。以下同じ。)をすることをいう。ただし、住宅取得者三親等内の者から購入した住宅及び市内の公共事業による移転補償、損害賠償等の補填を受けて新築し、又は購入する住宅を除く。
- (7) 増改築 既存の住宅を増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し、造

り替えることをいう。

- (8) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、住宅の一部の修繕、補修、模様替え、取換え等を行うことをいう。
- (9) 住宅取得日 所有権保存登記等又は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条第4項及び第7条の2第4項の規定による検査を受けた日をいう。
- (10) 増改築又はリフォームに係る工事の竣工日 増改築又はリフォームに係る工事の対象経費の領収書の発行日をいう。
- (11) 奨励金 海津市商工会が発行する商品券をいい、事前に登録された市内の店舗に限り、使用することができるものをいう。
- (12) 市税等 海津市の条例、規則等に定める税並びに介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、市内に居住する目的で三世代同居のために新築及び増改築等を行った者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 親又は子世帯のいずれかが継続して1年以上市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されてから1年以上経過をしていること。
- (2) 三世代同居となった住民基本台帳上の異動日(市に転入又は転居をした日をいう。以下「異動日」という。)から起算して3年以上居住する意思のあること。
- (3) 申請日に、三世代同居をする世帯員全員が本市において市税等の滞納がないこと。
- (4) 申請日に、本市内において三世代同居をしていること。
- (5) 三世代同居をする世帯員全員が海津市暴力団排除条例(平成24年海津市条例第2号)に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はそれらと密接な関係を有していない者であること。
- (6) 三世代同居をする世帯は、地域住民との親睦を図り、自治活動に参加する

ために、自治会に加入する者であること。

- (7) 三世帯同居をする世帯員全員が過去にこの告示に基づく奨励金の交付申請をしていない、又は交付を受けていないこと。
- (8) 三世帯同居となった異動日又は三世帯同居をするための新築及び増改築等の工事完了日が令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間で、住宅取得日及び増改築又はリフォームに係る工事の竣工日が三世帯同居となった異動日の前後4箇月以内であること。
- (9) 海津市帰郷応援住宅取得奨励金交付要綱(令和2年海津市告示第133号)に基づく奨励金の交付を受けていない者であること。
- (10) その他市長が必要と認めること。

2 前項の規定にかかわらず、奨励金の申請の際に次の各号のいずれかに該当する親又は子世帯は、奨励金の交付対象者としなない。

- (1) 既に親又は子世帯が所有している住宅に同居をしている場合
- (2) 親又は子世帯が住んでいる住宅を建築行為がなく購入し、同居をする場合(対象経費)

第4条 奨励金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、三世帯同居のために行う新築及び増改築等に係る経費であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 新築及び増改築等に係る工事請負契約金額又は売買契約金額(住宅の立地する土地代を含む。)が30万円以上であること。
- (2) リフォームに係る工事は、市内事業者が行った工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象経費としなない。

- (1) 敷地造成及び門扉、塀その他の外構の工事に係る経費
- (2) 家具及び家庭用電気機械機器の購入、設置等に係る経費
- (3) 物置及び車庫の設置等に係る経費
- (4) 本市内の公共事業の施行に伴う補償の対象となる工事に係る経費
- (5) 本市の他の助成制度を活用した経費
- (6) その他市長が対象経費として適当でないとするものに係る経費

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、対象経費の3分の1の額とし、その上限は、25万円とする。
ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海津市三世代同居世帯定住奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 海津市三世代同居世帯定住支援事業調査表(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 市税等調査同意書(様式第4号)
- (4) 三世代同居をする住宅の位置図
- (5) 平面図、立面図等住宅の内容が確認できる書類
- (6) 住宅取得及び増改築又はリフォームに係る工事に要した費用が確認できる書類の写し
- (7) 新築、増改築等を行った建物の登記事項証明書の写し又は法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し
- (8) 増改築又はリフォームに係る工事の場合は、施工前と施工後の状態が確認できる写真
- (9) 親及び子世帯の関係を証明できる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- (10) 子が出産後に三世代同居をする予定である場合は、その者の母子健康手帳の写し又は出産予定であることを確認できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の受付は、当該年度の5月1日から翌年1月20日までとする。ただし、当該期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、当該期間の末日は、これらの日の翌日とする。

3 第1項に規定する申請書は、三世代同居となった異動日から4箇月以内の日が属する年度を申請年として提出することができる。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定したときは、その旨を海津市三世代同居世帯定住奨励金交付決定(却下)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による奨励金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に当たって、必要な条件を付することができる。

(分割交付)

第8条 奨励金の交付は、前条の規定により交付決定をした総額を第6条第1項に規定する申請書を受け付けた日の属する年度に均等に2回に分割して交付する。ただし、前条の規定による交付決定の通知をした日が7月1日以降の場合においては、一括交付するものとする。

(奨励金の請求)

第9条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、海津市三世代同居世帯定住奨励金交付請求書(様式第6号)により、前条の規定による当該年度の奨励金の交付額を市長に請求するものとする。

2 交付決定者は、交付決定があった翌年度末における状況を記載した海津市三世代同居世帯定住支援事業状況報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金引換証の交付)

第10条 市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、海津市三世代同居世帯定住支援事業商品券引換証兼領収書(様式第8号。以下「引換証兼領収書」という。)を、交付決定者に対し交付するものとする。

(奨励金の交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定により引換証兼領収書の交付を受けたときは、遅滞なく当該引換証兼領収書を海津市商工会に提出し、奨励金の交付を受けるものとする。

(奨励金の交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定

の全部又は一部を取り消し、若しくは中止し、又は交付を受けた金額の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 奨励金の交付決定日から2年以内で、市長が認める理由なく第3条に規定する奨励金の交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 奨励金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により交付決定の一部を取り消す場合は、全ての交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の返還を命じる場合において、奨励金が既に使用されているときは、使用した奨励金相当の対価の返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年11月30日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの告示の規定により決定された交付申請に係る奨励金の請求及び交付並びに交付された奨励金の返還については、同日以後も、この告示の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)